

東京都高齢者保健福祉計画（平成27～29年度）の策定について

高齢者保健福祉計画とは

「老人福祉計画」と「介護保険事業支援計画」とを都における「高齢者施策の総合的・基本的計画」として一体的に策定（3年ごとに改定）

第5期東京都高齢者保健福祉計画（平成24～26年度）<平成24年3月策定>

【策定趣旨と都の役割】

2015年(平成27年)の東京の高齢者像を念頭に、過去の計画をふまえ、3年間（平成24年度～平成26年度）に取り組むべき施策を明らかにする。

都は、区市町村が地域特有のニーズを捉え、実情に応じた主体的な施策を展開できるよう支援する。

【計画の理念】

「高齢者の自立と尊厳を支える社会」の実現
「誰もが住み慣れた地域で暮らし、支え合う社会」の実現
確かな「安心」を次世代に継承

【施策展開の視点】

地域における安心な生活の確保 介護サービス基盤の整備と円滑・適正な制度運営
地域社会を支える人材の確保・定着・育成 多様な社会参加の促進

介護保険制度の改正

地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実。

サービスの充実

地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実
在宅医療・介護連携の推進
認知症施策の推進
地域ケア会議の推進
生活支援サービスの充実・強化

重点化・効率化

全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む地域支援事業に移行（～29年度）し、多様化
特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定(既入所者は除く)

費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充。また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す。

低所得者の保険料軽減を拡充

給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大

重点化・効率化

一定以上所得者の自己負担を1割 2割に引上げ
補給給付の要件に資産などを追加

基本指針を踏まえ策定

第6期東京都高齢者保健福祉計画（平成27～29年度）

【都としての考え方】

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進する。

年内公表予定の「東京都長期ビジョン（仮称）」を踏まえ、10年後を見据えた施策目標を定め、大都市東京に即した施策を展開し、「世界一の福祉先進都市」を目指す。

医療と介護の両方が必要になっても在宅生活に復帰できるよう、医療と介護の連携をさらに進め、高度急性期から在宅介護までの一連のサービス提供者間のネットワーク化を図る。

第6期計画の理念と重点分野（案）

計画の理念

「高齢者の自立と尊厳を支える社会」の実現

「誰もが住み慣れた地域で暮らし、支え合う社会」の実現

確かな「安心」を次世代に継承

重点分野

(1) 介護サービス基盤の整備

(2) 在宅療養の推進

(3) 認知症対策の総合的な推進

(4) 高齢者の住まいの確保

(5) 介護人材対策の推進

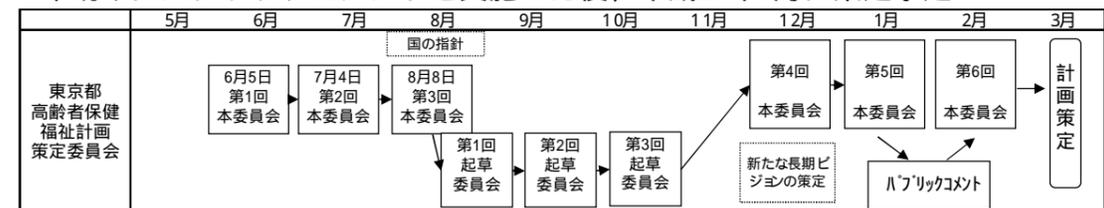
(6) 支え合う地域づくり

【計画策定のスケジュール】

計画策定にあたっては、「東京都高齢者保健福祉計画策定委員会」を設置（学識経験者、三師会、国保連、事業者団体、保険者、公募委員等 計24名）

6月から8月にかけて重点分野について検討した後、起草委員会にて計画文を作成

年明けにパブリックコメントを実施した後、平成27年3月に策定予定



重点分野を検討

計画文の作成

策定へ向けての取りまとめ

高齢者居住安定確保プランも併せて改定

東京都高齢者保健福祉計画策定委員会スケジュール (案)

		策定委員会	都と国の動き
平成 26 年	6月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 第1回本委員会(6月5日) 計画の策定について 起草委員会の設置 </div>	
	7月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 第2回本委員会(7月4日) 重点分野の検討 介護サービス基盤の整備 高齢者の住まいの確保 在宅療養の推進 </div>	国 介護保険事業計画 基本指針改正案の提示 (7月28日)
	8月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 第3回本委員会(8月8日) 重点分野の検討 認知症対策の総合的な推進 介護人材対策の推進 支えあふ地域づくり </div>	
	9月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> 第1回起草委員会 計画骨子 構成等 </div>
	10月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> 第2回起草委員会 中間のまとめ(素案)その1 </div>
	11月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> 第3回起草委員会 中間のまとめ(素案)その2 </div>
12月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 第4回本委員会 中間のまとめ(素案)の確認 (その1) </div>		
12月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 第5回本委員会 中間のまとめ(素案)の確認 (その2) </div>	都 東京都長期ビジョン(仮 称)の策定	
平成 27 年	1月		<div style="border: 3px double black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> 中間のまとめ確定 </div>
	1月		<div style="border: 3px double black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> パブリックコメント </div>
	2月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 第6回本委員会 パブリックコメントの状況 最終案 </div>	
3月		<div style="border: 3px double black; padding: 5px; text-align: center;"> 高齢者保健福祉計画の公表 </div>	

第6期計画のポイント（市町村）

平成26年7月28日厚生労働省
「全国介護保険担当課長会議」資料

①2025年のサービス水準等の推計

各保険者は計画期間中の給付費を推計して保険料を算定するだけでなく、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年のサービス水準、給付費や保険料水準なども推計し、市町村介護保険事業計画に記載する。

推計に当たっては、各保険者におけるサービスの充実の方向性、生活支援サービスの整備等により2025（平成37）年度の保険料水準等がどう変化するかを検証しながら行うこと。

②在宅サービス・施設サービスの方向性の提示

「地域包括ケア計画」として、在宅サービス、施設サービスをそれぞれの地域で今後どのような方向性で充実させていくか、地域の特徴を踏まえて中長期的な視点をもって各保険者として方向性を提示する。

その際には、75歳以上高齢者、認知症の高齢者など医療と介護の両方を必要とする人の増加に対応し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス及び小規模多機能型居宅介護などの普及が重要。

③生活支援サービスの整備

日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して在宅生活を継続できるよう、ボランティア、NPO、協同組合等の多様な主体による多様な生活支援サービスを充実強化するための取組を記載する。

平成29年4月までに新しい総合事業を開始し、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を第6期中に事業へ移行することを踏まえ、コーディネータの配置などにより、地域づくりを積極的・計画的に進めることを期待。

④医療・介護連携・認知症施策の推進

新たに地域支援事業に位置付けられる医療・介護連携の機能、認知症への早期対応などについて必要な体制の整備など各市町村の第6期における取組方針と施策を示す。第6期期間中に取組可能な市町村から順次具体的に実施。

⑤住まい

高齢者の日常生活の支援や保健・医療・介護などサービス提供の前提となる住まいに関して、今後どのような方向性で充実させていくか、保険者として方向性を提示する。その際、市町村及び都道府県の住宅関係の計画担当部局、介護保険部局との連携を図る。

第6期計画のポイント（都道府県）

①医療・介護連携等の市町村支援

市町村の地域支援事業に新たに医療・介護連携等が位置付けられるが、在宅医療体制の整備や医療・介護連携に向けた取組などはこれまで市町村になじみがないことから、都道府県がより広域的な立場から行う市町村への後方支援・広域調整の具体的取組を明確に示す。

②2025年の人材推計

今後更にサービス量の増大が見込まれる2025年に向けて介護人材の確保と資質の向上を図ることが必要であることから、市町村のサービス量見込を踏まえて、各都道府県の計画期間中・2025年の介護人材等の必要量を推計する。併せて、その結果必要となる介護人材の確保・育成のための具体的取組を示す。

③医療計画との整合性

高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制の一体的な確保を図るために、都道府県が策定する医療計画と介護保険事業支援計画を一体的に強い整合性を持った形で策定することを踏まえ、今後策定される地域医療構想の指針を見ながら医療計画との連携の密度を高めていく。

④高齢者居住安定確保計画との調和

高齢者の日常生活の支援や保健・医療・介護などのサービスが提供される前提となる住まいに関して、市町村介護保険事業計画を踏まえた供給目標や取組を示す。その際には公営住宅、高齢者に対する賃貸住宅や老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等）の整備活用が重要。そのため、都道府県の住宅関係の計画担当部局、市町村の介護保険部局及び住宅担当部局との連携を図る。

第6期介護保険事業(支援)計画の主な内容

平成26年7月28日厚生労働省
「全国介護保険担当課長会議」資料

介護保険事業計画(市町村)

- 市町村介護保険事業計画の基本理念等
- 2025年度(平成37年度)の推計及び第6期の目標
- 介護給付等対象サービスの現状等
- 計画の達成状況の点検・評価
- 日常生活圏域の設定
- 各年度の日常生活圏域ごとの必要利用定員総数の設定
認知症グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設
- 各年度の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量
- 各年度の地域支援事業の見込量
- 地域包括ケアシステム構築のための重点的取組事項
①在宅医療・介護連携の推進 ②認知症施策の推進
③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
④高齢者の居住安定に係る施策との連携
- 各年度の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保方策
- 各年度の地域支援事業に要する費用の額とその見込量の確保方策
- 介護サービス情報の公表に関する事項
- 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

介護保険事業支援計画(都道府県)

- 都道府県介護保険事業支援計画の基本理念等
- 2025年度(平成37年度)の推計及び第6期の目標
- 介護給付等対象サービスの現状等
- 計画の達成状況の点検・評価
- 老人福祉圏域の設定
- 各年度の老人福祉圏域ごとの必要入所(利用)定員総数の設定
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護専用型特定施設、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設(介護専用型以外の特定施設(混合型特定施設)についても、必要利用定員総数の設定は可)
- 各年度の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量
- 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項
①在宅医療・介護連携の推進 ②認知症施策の推進
③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
④介護予防の推進 ⑤高齢者の居住安定に係る施策との連携
- 施設における生活環境の改善に関する事項
- 人材の確保及び資質の向上に関する事項
- 介護サービス情報の公表に関する事項
- 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

※ ●は必須記載事項(基本的記載事項)である。 ※「各年度」とは、平成27年度、平成28年度及び平成29年度のことである。
※ 保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定める計画(医療計画、地域福祉計画、高齢者居住安定確保計画等)との調和等の規定がある。